

令和7年8月 国民健康保険の資格情報の更新について

令和7年7月

【資格確認書が届いた方へ】

マイナ保険証をお持ちではない方(紐づけをしていない方)に、資格確認書をお送りしております。

資格確認書は、今までの被保険者証同様に資格確認書1枚で医療を受診することができます。資格確認書を医療機関に提示してください。

現在使用中の被保険者証または資格確認書は令和7年7月31日で有効期限が切れますので、令和7年8月1日から今回お送りした資格確認書を使用してくだ

世帯内でマイナ保険証の紐づけ状況により、お送りしているものが異なる場合があります。

この場合は、別々で郵送されますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度に加入している方は、後期高齢者医療担当者が特定記録で郵送しますのでお待ちください。

なお、新しい資格確認書の有効期限は下表のとおりです。

	該当する人	有効期限	備 考
①	昭和25年8月2日から昭和26年7月31日生まれの方	75歳誕生日の前日	75歳誕生日から後期高齢者医療制度へ移行します。 ※後期高齢者医療資格確認書は誕生日の前までに後期高齢者医療担当が特定記録で郵送します。
②	①以外の方	令和8年7月31日	有効期限前に70歳に到達する方は誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)に国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証を郵送します。誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から使用してください。

※資格確認書を台紙からはがすときに破れてしまった場合は、現物と交換で再交付しますのでお申し出ください。

※「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しました。内容を確認いただき、ジェネリック医薬品を希望される方は利用してください。

※資格確認書の裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。

臓器提供に関する意思を記入することは任意ですので、必ず記入しなければならないというものではありません。

意思表示をする方で、資格確認書裏面にその旨を記載後、個人情報保護シールが必要な場合は、本庁舎又は、大井総合支所までお越しください。

記入にあたっての質問等は「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク」TEL0120-78-1069へお問い合わせください。

※有効期限が切れた被保険者証は使用できません。市役所保険・年金課または大井総合支所市民総合窓口課へ返却するか、ご自身で処分してください。

※現在、他の健康保険(社会保険等)に加入している方は、資格確認書と社会保険に加入した日付が分かる書類(資格確認書・資格取得証明書等)を

お持ちの上、市役所保険・年金課、または大井総合支所市民総合窓口課で国民健康保険脱退の手続きをお願いします。

＜問合せ先＞ ふじみ野市役所 保険・年金課 保険・年金係 電話 049-262-9020 (直通)